平成　　年　　月　　日

玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額

の寡婦（夫）控除のみなし適用申請書

（平成３０年９月分から翌年８月分までの保育料用）

玉名市長　様

（申請者）住　　所　　玉名市

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

私は、玉名市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額（保育料）について、寡婦（夫）控除のみなし適用を受けたいので、添付書類を添えて申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 児童氏名 | 生年月日 | 利用施設名 |
|  | 年　　月　　日生 |  |
|  | 年　　月　　日生 |  |

|  |
| --- |
| 私は、平成29年12月31日時点及び申請時点で、次のア、イ、ウのいずれかに該当することを申し立てします。（該当番号を〇で囲んでください。）  ア　婚姻によらずに母になり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、扶養親族又は生計を一にする20歳未満の子がいる者  イ　アに該当し、扶養親族である子がおり、かつ平成29年中の合計所得額が500万円以下である者  ウ　婚姻によらずに父となり、その後、婚姻（事実婚を含む）をしておらず、生計を一にする20歳未満の子がおり、平成29年中の合計所得額が500万円以下である者  ※上記ア～ウの子は、平成29年中の合計所得金額が38万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族となっていない者に限ります。  私は、寡婦（夫）控除のみなし適用に関して、要件確認を行うために必要な範囲で、児童扶養手当に関する情報、並びに私の課税状況、住民票の世帯状況、及び戸籍状況を調査することに同意します。  また、この申請内容に虚偽があった場合、寡婦（夫）控除のみなし適用の取り消し、当該申請によって適用された保育料の減額分を追加納付することに同意します。  平成　　年　　月　　日　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　㊞ |

（裏面もご確認ください。）

■申請に必要な添付書類

１　戸籍謄本（全部事項証明書）

２　申請者及び子の属する世帯全員の住民票

３　申請者の所得課税証明書･･･平成２９年中の所得を証明したもので、市民税課税額や控除内容がすべて記載されているもの

４　このほか必要に応じて、必要な書類の提出を求めることがあります。

■適用予定期間

平成３０年度住民税課税分から算定される保育料（平成３０年９月分から翌年８月分まで）のうち、申請のあった月の翌月分から適用します。

（なお、平成３０年９月中に申請があった場合のみ、同月から適用します。）

■注意事項

１　保育料が０円の方、婚姻暦のあるひとり親世帯など地方税法に規定する寡婦（夫）に該当する方は、対象外です。

２　この申請が認められた方は、寡婦（夫）とみなして、地方税法に規定する寡婦（夫）の規定を適用した上で、住民税を再計算します。ただし、再計算の結果、保育料の階層区分に変更が生じない等の理由で保育料が変わらない場合もあります。

３　寡婦（夫）のみなし適用は、保育料の算定にのみに用いるものであり、住民税の課税額は変更されません。

４　申請内容に変更があった場合は、直ちに子育て支援課に申し出てください。

５　申請内容に虚偽その他不正があったときには、寡婦（夫）控除のみなし適用の決定を取り消す場合があります。この場合は、みなし寡婦の適用により減額された分の保育料について、追加納付をしていただくことになります。